

地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称
おかやま水環境再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
岡山市
- 3 地域再生計画の区域
岡山市の全域

4 地域再生計画の目標

岡山市は、平成 17 年 3 月 22 日に旧岡山市、旧御津町、旧灘崎町が合併して「新岡山市」となり面積 658.57km²、平成 17 年 3 月末現在の住民基本台帳人口 656,370 人の中国地方有数の大都市となった。本市は中国地方最大の平野である岡山平野の中央に位置しており、北部吉備高原や旧御津町をはじめとした丘陵地域とそれにつらなる南部の平野に大別される。北部丘陵地域は、緑と清流豊かな自然に恵まれており、昭和 60 年に完成した岡山空港や近年整備された高速道路などを拠点として地域整備が進められており、南部の平野部は、児島湾・児島湖沿岸部の旧干拓地域をはじめとした田園地帯が広がっている。

市内には旭川や吉井川の大河川をはじめ笹ヶ瀬川や足守川などの中小河川が流れており、なかでも市街地周辺部及び農山村地域の河川流域に生息する淡水魚は、環境省のレッドリスト（平成 1 年）で絶滅危惧 IA 類にランクされるスイゲンゼニタナゴをはじめとしてアユモドキやシロヒレタビラといったレッドリストに掲載されている種が 10 種生息しており、またホタルは市内の 137 地点（ゲンジボタル 111 地点、ヘイケボタル 91 地点、共生 65 地点 平成 15 年度調査）において生息が確認されている。これら淡水魚およびホタルの生息する河川は、市民生活における遊びや学びの貴重な場として生活に潤いを与えている。

しかしながら、近年、平野部を中心に都市化が著しく進行し、中心市街地においては河川等への未処理生活雑排水等による汚濁負荷量が増大し、水質汚濁等の問題が顕在化してきており、これに加え生活様式の多様化・高度化等により市街地周辺部、農山村地域の河川の水質も悪化し、淡水魚およびホタル等の希少化が進行している。さらに、これらの河川が流入する閉鎖性水域である児島湖、児島湾においても富栄養化による水質悪化が進行している。

こうしたなか本市では岡山市環境保全条例の基本理念である「本市に暮らし活動するすべての人が参加し、都市全体が環境保全を基調とした文化を有すること」を実現するために市民意識啓発に向けた「環境パートナーシップ事業」、「環

境学習事業」等を推進し、一方で公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽により水環境の保全に努めてきた。

しかし、汚水処理人口普及率は 63.7% (汚水処理人口 約 418,000 人、平成 17 年 3 月末現在) にとどまっており、全国平均 79.4% (平成 16 年度末現在)、人口 50 万人以上 100 万人未満の都市では 87.9% (平成 15 年度末現在) と比べて大幅に立ち後れている。そのため汚水処理施設の早急な整備は、生活環境の向上に加え、河川・児島湖・児島湾の環境保全のため岡山市全体の重要な課題となっている。

このため、交付金を活用して都市部周辺や農山村地域の社会基盤施設である汚水処理施設整備をより一層促進することで、河川の自浄作用が機能するまでに汚濁負荷量の削減を図り、河川の清流を再生し、水質の安全性や快適性の回復を図ることを目指す。これにより閉鎖性水域である児島湖や児島湾における富栄養化の改善にもつながることとなる。

さらに、環境保全に対する市民意識啓発事業である「環境パートナーシップ事業」、「環境学習事業」を組み合わせることで水環境の保全と再生を進めることにより、ホテル等の生息数が増加し、それを目当てとした観光客数の増加などの市内外の交流人口が拡大するとともに、市内全域の住環境の再生を図り、やすらぎとうるおいのあるまちづくりを推進していく。

【目標 1】 汚水処理施設交付金事業により汚水処理施設人口普及率を 63.7% 66.0% (+ 15,000 人) とする。

【目標 2】 児島湾の化学的酸素要求量 (COD 単位: mg/l) の平均値 4.4mg/l の向上を目指す。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

汚水処理施設の整備は、都市計画・市街地の連担性などを勘案して、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業を実施している。この中で公共下水道は、岡東処理区その他 11 処理区において下水道法に基づく事業認可を受け実施している。農業集落排水においては現在、紙工地区において事業採択を受け実施している。

本計画では、汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道認可区域及び農業集落排水区域において、公共下水道事業及び農業集落排水事業を展開し、生活排水の適切な処理を推進するとともに、その他市内全域について、浄化槽整備事業 (個人設置型) を促進し、農山村地域等の河川の水質向上を図る。

さらに、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等を支援する「環境パートナーシップ事業」や環境学習の機会としての「環境学習事業」を引き続き行い、市民の自主的・主体的活動を促進し、快適な水辺環境づくりを行う。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道・・・御津中央処理区 平成12年6月に事業認可
岡東処理区 平成17年6月に事業認可
児島湖流域関連処理区 平成17年6月に事業認可
- ・ 農業集落排水・・・紙工地区 平成15年4月に事業採択

【事業主体】

いずれも岡山市

【施設の種類】

公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

公共下水道： 岡山市 御津中央処理区、岡東処理区の一部、児島湖流域関連処理区の一部

農業集落排水： 岡山市 紙工地区

合併浄化槽： 岡山市全域（公共下水道認可区域外および整備予定7年以上の区域、農業集落排水事業認定区域外）

（個人設置型）

【事業期間】

公共下水道： 平成17年度～平成21年度

農業集落排水： 平成18年度～平成20年度

合併浄化槽： 平成17年度～平成21年度

（個人設置型）

【整備量】

公共下水道： 100～200 L = 20,377m 汚水処理施設 1池

農業集落排水： 75～200 L = 6,615m 汚水処理施設 1ヶ所

合併浄化槽： 4,995基

（個人設置型）

	H17	H18	H19	H20	H21	計
5人槽	163	453	453	453	453	1,975
6～7人槽	313	583	583	583	583	2,645
8～10人槽	47	67	67	67	67	315
11～20人槽	7	7	7	7	7	35
21～30人槽	4	4	4	4	4	20
31～50人槽	1	1	1	1	1	5
計	535	1,115	1,115	1,115	1,115	4,995

なお、処理施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 2,300 人、農業集落排水 400 人、合併浄化槽 12,300 人

【事業費】

公共下水道 : 事業費 1,746,600 千円 (うち、交付金 886,800 千円)
単独事業費 920,800 千円

農業集落排水 : 事業費 710,636 千円 (うち、交付金 355,318 千円)
単独事業費 164,021 千円

合併浄化槽 : 事業費 2,028,609 千円 (うち、交付金 676,203 千円)
(個人設置型)

合計 : 事業費 4,485,845 千円 (うち、交付金 1,918,321 千円)
単独事業費 1,084,821 千円

5 - 3 その他の事業

公共下水道事業

岡東処理区その他 11 処理区において、下水道法に基づく事業認可を受けており市街地を中心に下水道の整備を進めている。

岡山市環境パートナーシップ事業

環境問題は、その原因の多くが私たちのこれまでの社会経済活動やライフスタイルのあり方に根ざしている。その解決にむけて本市では、平成 13 年度より岡山市環境保全条例に基づき、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等の活動の支援を行っている。現在までに「河川等の清掃、草刈り」、「湖畔の清掃、美化」、「ホタルの保護、生息環境の保全及び周辺清掃」をはじめさまざまな環境づくり活動を実践する 852 団体 31,389 人 (平成 16 年 3 月末現在) の登録がある。

本事業は今後も市民参加による環境保全およびその啓発を目的として市民や団体等の交流会などをおこないつつ推進を図っていく。

環境学習事業

市事業により実施されている体験型学習イベント。水辺環境を含む本

市の身近な環境から地球環境に至るまでの「環境」のことを親子で楽しく学べる。現在までに、「水辺教室」、「夏休み環境館」、「移動水族館」、等を実施している。

「水辺教室」 市内の河川にすむ生き物などを観察してもらうことにより生物と水質の関わりや、身近な水辺についての関心を高めてもらい水質保全及び自然保護に対する市民意識の高揚をはかる。

「夏休み環境館」岡山市の身近な生き物や環境をよくする暮らし方、地球環境などについて楽しく学べる体験型イベント。

本事業は今後も身近な水辺環境や人とのふれあい、自然環境の保全に対する啓発を目的として地域との連携を図りつつ行っていく。

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし、状況を調査・評価しホームページ等により公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

なし